

個別商談割引に関する特則

本特則は、個別商談割引価格(以下「特価」といいます。)が適用された製品又はサービス(以下「製品」といいます。)に関する契約条件であり、本契約の条件に追加して適用される条件となります。

日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。)は、お客様が以下の条件を了解された上で申請されていることを前提に、個別商談割引価格を提供いたします。

本特則の定めはすべての契約条件に優先して適用されるものとします。

また、NI+Cがお客様に提出する見積書に本特則が含まれる場合、当該見積書に基づく契約(注文、発注等を含むがこれらに限られない。)には、本特則の定めが適用されるものとします。

1. 日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」といいます。)製品に関する特価は、お客様よりお客様の顧客(以下「顧客」)に対して販売する金額としてNI+Cに対して事前に申請された金額に基づき決定されます。

お客様は、申請通りの金額にて顧客に販売されることをNI+Cに対して保証するものとします。

なお、お客様が最終的に使用する第三者への再販売を行う目的の顧客(以下「再販目的顧客」といいます。)に対して販売する場合、再販目的顧客から最終的に使用する顧客に対して最終的に販売される金額を申請金額とします。

2. 申請されたすべての製品/サービスは、申請された顧客に販売され納品される(ソフトウェア製品については使用許諾された、ハードウェア製品については所有権移転される)ものとします。

3. 販売されたすべての申請対象製品は、申請された顧客の業務上の使用に供されるものとし、NI+Cから承認された場合を除いて、当該顧客において、少なくとも1年間使用されるものとします。

4. お客様が個別商談割引で顧客にIBM製品/サービスを販売・提供できるのは、本契約で定められている販売・提供地域内とします。

5. SystemsStorageまたはPowerSystems製品の個別商談割引申請は、IBM案件登録システムで案件が登録されていることが前提です。

6. SystemsStorageまたはPowerSystems製品の個別商談割引申請は、SystemsStorageまたはPowerSystems製品いずれかのIBM標準価格の合計金額が申請時点で300万円以上であることが前提です。

7. 個別商談割引価格は、お客様が申請に記載した情報が真実かつ正確であることを、お客様が表明し保証することを前提に承認されます。お客様は、かかる申請記載の情報が真実かつ正確であることに責任を負うものとします。もし、申請内容に変更が生じた場合、お客様は、所定の手続きに従って速やかに当該変更内容をNI+Cへ通知するものとします。NI+Cは、再検討の上、承認条件や個別商談割引の内容(個別商談割引価格を含みます)を変更する場合があります。

8. IBM特価製品の取引においては、NI+Cからの依頼があった場合、要請日から25日以内に、お客様は、お客様の個別商談割引における申請内容が正確であり、対象製品が申請された顧客に申請内容に沿って納品されたことを証明できる以下の書類をNI+Cに対して提示いただくことに承諾するものとします。

・顧客からお客様宛の注文書もしくは契約書の写し

・顧客受領印のある受領書の写しもしくは納品書の控え。納品内容が「一式」等の表示の場合は、

対象製品・サービス個々の納品数量が確認できる請求明細書や見積書などの補足資料

- ・再販目的顧客に対して販売する場合、お客様と再販目的顧客の上記資料に加え、再販目的顧客と第三者間においての上記に相当する資料

NI+Cは、上記資料を、お客様が申請に記載した情報が真実かつ正確であることの確認のため
のみに使用します。

お客様が再販目的顧客に対して販売する場合、再販目的顧客に対して本特則と同等の義務を課すものとし、お客様とその再販目的顧客との間で、正確かつ真実に基づいた情報のNI+Cへの提供について制限を設けないこととします。もし要求した書類が顧客との間における機密保持義務の対象となっており、そのためにNI+Cへ提出できない場合、お客様はコンプライアンス・レビューの目的で当該書類をNI+Cへ提供をする旨顧客に同意を求めるものとします。顧客が同意を拒否される場合は、お客様はその旨を顧客から書面にて受領し、NI+Cに提出するものとします。再販目的顧客を経由した場合においても、正確かつ真実に基づいた情報を提供できない場合、NI+Cは当該個別商談割引の承認を取消す場合があります。

IBMより個別商談割引承認が取り消された場合、当該割引価格は無効となり、NI+Cはお客様に対して個別商談割引適用製品販売日に於ける通常仕切価格との差額を請求できる権利を留保します。

9. お客様は、NI+Cの事前の書面による承認がない限り、本個別商談割引のいかなる内容も、機密として保持し、いかなる第三者にも開示しないこととします。また、お客様従業員に対する開示も必要最小限に止めることとします。
10. 機械保守サービスの場合、割引適用期間中に型式の変更および機構の増減により保守料金の変更が生じた場合、その機器に対する料金変更適用開始日の前日で割引適用は終了します。
11. 本個別商談割引承認は、各個別ご注文に限り、効力を有するものであり、NI+Cは将来の同種の申請も同様の価格となることは保証しないものとします。当個別商談割引は、お客様が承認された対象製品を発注し、かつ、適時に当該個別商談割引金額全額を支払うことを前提に承認されるものです。また、お客様が承認された製品/サービスのすべてを発注することを前提に承認されるものです。
12. 本個別商談割引は、申請全製品/サービスを含めた取引全体についての割引を承認するものです。個別承認された申請書記載の製品/サービスのうち一つでも欠ける場合には、当該承認は無効となります。
13. IBM製品については、供給できる範囲でのご提供となります。理由の如何を問わず、対象製品/サービスの全部または一部がご提供できない場合でも、NI+Cはその後継機種を含むいかなる代替品も提供する義務を負わないものとします。ただし、本項の事由によって、前項に従い当該ご注文の個別商談割引が無効となった場合、別途新規の個別商談割引について協議することを妨げるものではありません。
14. 本個別商談割引の承認通知は、未出荷の製品についてのみ有効とします。継続ソフトウェア・サブスクリプション&サポートの発注期限については、1)有効期間の満了日または所定の発注期限のいずれか遅い期日、もしくは2)個別商談割引の発注期限、のいずれか早く到来する期日とします。
15. 個別商談割引価格適用にて提供された製品/サービスについては、後日価格改定があった場合には、それにより生ずるお客様の利益・損失について、NI+Cが調整することはありません。

16. 本個別商談割引対象製品について、返品は行うことができません。
17. 本個別商談割引対象製品については、特段の定めがある場合を除き、他のプロモーション・プログラムとの併用はできません。ただし、同一の製品であっても、本個別商談割引の対象とはならないものについては、この限りではありません。お客様は、個別商談割引に基づく注文およびその対象商品の在庫とそれ以外のものとの、明確に分離保管するものとします。
18. 本個別商談割引に関する条件に従わない販売活動が発見され、その条件を満たしていることが立証できなかった場合、当該個別商談割引価格は無効とし、当該製品販売日における通常仕切価格を適用します。NI+Cは、お客様に対し、適用された個別商談割引価格と当該製品販売日における通常仕切価格との差額の返還請求、その他本契約に基づく請求をする権利を留保します。
19. お客様は、直接間接を問わずいかなる者に対しても、お客様またはNI+Cのために有利な意思決定がされるよう不正な影響を与える目的で、金品その他を贈与したり、贈与の申込みを行ったりしないものとします。NI+Cは、1)お客様が本条項に違反した場合、または、2)お客様が本条項に違反した、もしくは違反する可能性が高いとNI+Cが信じる合理的な理由がある場合、直ちに本契約を解除できるものとします。お客様が顧客へ直接販売されずに再販目的顧客に販売される場合、再販目的顧客が、上記「個別商談割引に関する特則」、特に第(2)項から第(9)項を遵守することについての責任はお客様にあるものとします。

以上